

恵庭市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

恵庭市道路占用料徴収条例（昭和53年条例第29号）の一部を次のように改正する。

現行				改正案			
第1条～第6条（略）				第1条～第6条（略）			
別表(第2条関係) 道路占用料金表				別表(第2条関係) 道路占用料金表			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	料金			単位	料金
法 第 32 条 第 1 項 1 号 に 掲 げ ら れ る 工 作 物	第1種電柱	1本につ	420円	法 第 32 条 第 1 項 1 号 に 掲 げ ら れ る 工 作 物	第1種電柱	1本につ	480円
	第2種電柱	き1年	650円		第2種電柱	き1年	730円
	第3種電柱		880円		第3種電柱		990円
	第1種電話柱		380円		第1種電話柱		430円
	第2種電話柱		610円		第2種電話柱		680円
	第3種電話柱		830円		第3種電話柱		940円
	その他の柱類		38円		その他の柱類		43円
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1 メート	4円		共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1 メート	4円
	地下に設ける電線そ の他の線類	ルにつ き1年	2円		地下に設ける電線そ の他の線類	ルにつ き1年	3円
	路上に設ける変圧器	1個に つき1 年	370円		路上に設ける変圧器	1個に つき1 年	420円
地下に設ける変圧器	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	230円		地下に設ける変圧器	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	260円	
変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1個に つき1 年	760円		変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1個に つき1 年	850円	
郵便差出箱及び信書 便差出箱		320円		郵便差出箱及び信書 便差出箱		360円	
広告塔	表示面 積1平	960円		広告塔	表示面 積1平	870円	

現行				改正案			
		方メートルにつき1年				方メートルにつき1年	
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	760円		その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	850円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16円	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	18円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		26円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		34円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		38円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		45円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		51円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		68円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		77円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		91円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		100円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		180円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230円		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		260円
	外径が1メートル以上のもの		450円		外径が1メートル以上のもの		510円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占有面積1平	760円					

現行				改正案							
		方メートルにつき1年		法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	3円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	10円			道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	680円	9円		
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	96円			その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	430円		
政令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月			96円	地下に設けるもの				
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年			960円					
	標識		1本につき1年			610円					
	旗ざお	祭礼、縁日	1本につき1			10円		その他のもの			850円
							法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平	850円

現行				改正案				
	その他の催しに際し、一時的に設けるもの	日				方メートルにつき1年		
	その他のもの	1本につき1月	96円	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	9円	
幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10円	政令第7条第1号に掲げる物件	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	87円	
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	96円		看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	87円
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960円		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	870円	
	その他のもの		480円		標識	1本につき1年	680円	
					旗ざお	祭礼、縁日	1本につき1	9円

現行			改正案				
政令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	760円		その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1月	87円
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	76円		その他のもの	1本につき1月	87円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設							
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	近傍類似の土地の時価に0.019を乗じて得た額	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9円
	上空に設けるもの		近傍類似の土地の時価に0.023を乗じて得た額		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	87円
	その他のもの		近傍類似の土地の時価に0.033を乗じて得た額		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月
					その他のもの		430円

現行			改正案			
政令第7条第12号に掲げる器具		近傍類似の土地の価に 0.033 を乗じて得た額	政令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	850円	
			政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月	87円	
			政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1月	85円	
			政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	近傍類似の土地の価に 0.019 を乗じて得た額
				上空に設けるもの		近傍類似の土地の価に 0.022 を乗じて得た額
				その他のもの		近傍類似の土地の価に 0.031 を乗じて得た額

現行	改正案	
<hr/> 備考（略）	政令第 7 条第 12 号に掲げる器具	近傍類似の土地の時価に 0.025 を乗じて得た額
	備考（略）	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。